

(表)

抽選年月日	入居年月日	入居の事由	受付番号	書類審査	事情調査
※	※	※	※	※	※
補充番号	入居室番号	一般・特定			
※	※棟号	()			

山県市長様
単 独 市 営 住 宅 入 居 申 込 書
フリガナ
氏 名
山県市単独市営住宅管理条例第10条において準用する山県市市営住宅管理条例第8条第1項の規定により、次のとおり市営住宅の入居を申し込みます。

申込みをする団地		職	勤務先	名称
本籍		業	所在地	電話()
現住所	電話()	等	勤務内容	

入居する家族(婚約者を含む。)	続柄	フリガナ 氏 名 個 人 番 号	生年月日	職業	申込者と別居中の者の住所及び電話番号	※年間所得金額
	本人		..			
			..			
			..			
			..			
			..			
			..			
	計	人				

1 現在住んでいる住宅	区分		種類		使用状況	畳数及び室数
	(1) 自己所有の家		(1) 1戸建		(1) 間借	8畳間 室
	(2) 親、兄弟所有の家		(2) 長屋		(2) 同居	6畳間 室
	(3) 勤務先の家(社宅等)		(3) アパート		(3) 下宿	4.5畳間 室
	(4) 公営住宅等 (県・市・町・村・公社・公団)		(4) 寮		(4) その他	畳間 室
	(5) 一般借家		(5) 非住宅(住宅に改造したものは含まない。)			1人当たりの畳数 畳 (居住室としている部屋のみ計算する)
	(6) その他		(6) その他			

2 続柄・年齢等 現在同居している家族の	続柄	氏 名	満年齢	職業	3 入居申込者世帯の種別	事由	内容
	本人					特別低所得者	生活保護等
						ひとり親	年 月から 死別・離別・別居・その他 (円/月)
						(養育費の受給)	
						障害者世帯	障害 級
						60歳以上の人数	人
						18歳未満の扶養する子の人数	人
	計	人					

◎裏面も記入してください。

※収入基準額 $(\text{円} + \text{円}) - (\text{円} \times \text{人} + \text{円}) = \text{円}$

(裏)

4		現在住んでいる住宅で困っている理由	☐ 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有状態にある。 ☐ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている。 ☐ 住宅がないため親族と同居することができない。 ☐ 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。 ☐ 正当な事由による立退きの要求を受け、適切な立退き先がないために困窮している。(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。) ☐ 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。 ☐ 収入に比して著しく過大な家賃を支払を余儀なくされている。 家賃金額（ ）円 ☐ 結婚又は離婚して世帯を形成するにあたり、適当な住宅がない。 ☐ その他（ ）					
5			上記の状態は、 年 月 日からである。					
現住所案内図(目標をわかりやすく)			現在の住まいの間取りを簡単に書いてください。(畳数も記入してください。)					
北↑ 								
6 確認事項			☐ 市町村民税を滞納していません。 ☐ 入居申込者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。また、市において岐阜県警察本部へ事実確認することに同意します。 ☐ 山根市がマイナンバー（個人番号）を利用して関係情報を閲覧することに同意します。 ☐ 山根市の 課が公営住宅法第25条第1項に基づく事務手続き进行处理するために限って、 年度の地方税関係情報を取得することに同意します。					
	申請者		続柄：	続柄： 続柄：				
	氏名		氏名		氏名		氏名	
	※15歳以上の入居する家族（中学生、高校生を除く）全ての署名が必要です。同意する本人が署名をしてください。							

備考

- 1 入居する家族の住民票及び所得を証明する書類を添付すること。
- 2 上記の書類を添付するかわりに個人番号を利用する場合のみ個人番号を記入し、同意欄に署名をすること。
- 3 婚姻予約者については、婚約証明書及び入居誓約書を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 (番号)の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 6 □の欄は、該当するものに☑を記入すること。
- 7 代理人が同意欄に署名する場合、本人からの委任状をとること。
- 8 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は、欄外に記載して差し支えない。